

# 「統合機動防衛力」から「多次元統合防衛力」へ

## — 新防衛大綱・新中期防衛力整備計画の概要 —

今井 和昌

丹下 綾

(外交防衛委員会調査室)

1. はじめに
2. 新大綱・新中期防の策定経過
3. 新大綱の策定趣旨
4. 新大綱の情勢認識と基本方針
5. 新大綱で示された優先事項と自衛隊の体制等
6. 新中期防の概要
7. おわりに

### 1. はじめに

第四次安倍改造内閣は、2018年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において、各種防衛装備品の取得や部隊の運用体制の確立等の防衛力整備における新たな指針となる「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱」（以下「新大綱」という。）及び「中期防衛力整備計画（平成31年度～平成35年度）」（以下「新中期防」という。）を決定した。

我が国の防衛力整備は現在、国家安全保障に関する基本方針等を示す「国家安全保障戦略」（2013年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）<sup>1</sup>の下、防衛の基本方針、防衛力の役割、自衛隊の具体的な体制の目標水準等を示す「防衛計画の大綱」（以下「防衛大綱」という。）<sup>2</sup>に基づいて進められている。防衛大綱の下には、5年間を対象とする主要装備品の具体的な整備数量、各年度の予算編成に伴う防衛関係費の総額等を示す「中期防衛力

<sup>1</sup> 国家安全保障戦略は、我が国の国益を長期的観点から見定めた上で、国家安全保障のための方策に取り組む必要があるとの考えの下、我が国が取るべき国家安全保障上のアプローチを示す国家安全保障に関する基本方針として、2013年12月17日に初めて策定された文書であり、それまで我が国防衛政策の基礎とされてきた「国防の基本方針」（1957年5月20日国防会議及び閣議決定）に代わるものである。

<sup>2</sup> 防衛大綱はこれまでに5回策定されている（1976年、95年、2004年、10年及び13年）。

整備計画」(以下「中期防」という。)<sup>3</sup>が定められ、同計画に基づき各年度の予算編成が行われている。

5年前の2013年12月17日、第二次安倍内閣により、当時の安全保障環境を踏まえ、おおむね10年程度を念頭に置いた防衛力整備の指針として「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」(以下「2013大綱」という。)が策定されたが、その後、我が国を取り巻く安全保障環境が当時の想定よりも格段に早いスピードで厳しさと不確実性を増していることなどを理由として、2013大綱は5年で見直されることとなった。新大綱は、日米防衛協力のための指針(ガイドライン)の改定(2015年4月)、平和安全法制<sup>4</sup>の成立(2015年9月)・施行(2016年3月)、米国トランプ政権の発足(2017年1月)など、2013大綱策定以降の諸動向を踏まえ、2013年12月に内閣官房に設置された国家安全保障会議において本格的に検討され策定された初の防衛大綱となる。

本稿は、新大綱の内容を概観した上で、新中期防における主要事業等のポイントを紹介するものである。なお、肩書はいずれも当時のものである。

## 2. 新大綱・新中期防の策定経過

2017年8月、第三次安倍第三次改造内閣の組閣に際し、安倍総理は小野寺防衛大臣に対し、「厳しさを増すわが国の安全保障環境を踏まえ、防衛力を強化し、国民の安全確保に万全を期すため、防衛大綱の見直しや次期中期防の検討を行う」旨指示した<sup>5</sup>。2018年1月22日、安倍総理は、第196回国会冒頭の施政方針演説において、同年末に向けて防衛大綱を見直す方針を正式に表明した<sup>6</sup>。

2018年8月27日、安倍総理は、防衛大綱の見直しに関する作業に資するため、9名の有識者からなる「安全保障と防衛力に関する懇談会」(座長：三村明夫新日鐵住金株式会社名誉会長。以下「安防懇」という。)を設置した<sup>7</sup>。また、8月30日、小野寺防衛大臣は、政府全体としての検討に資するよう、安防懇における議論を踏まえ将来の防衛力に関する検討をより深化させる必要があるとして、防衛大臣を長とする「将来の防衛力検討委員会」を設置した。さらに、自民・公明両党においては、11月2日に「与党・新たな防衛計画の大綱等に関するワーキングチーム」が設置された。

---

<sup>3</sup> 中期防はこれまでに7回策定されている(1985年、90年、95年、2000年、04年、10年及び13年)。

<sup>4</sup> 「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律(平成27年法律第76号)」及び「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律(平成27年法律第77号)」。これらは、報道等において「安保法制」や「安全保障関連法」と呼称されることも多いが、本稿においては、政府の用いる呼称である「平和安全法制」と記載することとする。なお、平和安全法制の制定経緯、内容、国会論議等については、『立法と調査』No.372(2015.12)所収の論文等を参照されたい。

<sup>5</sup> 防衛大臣臨時記者会見概要(2017.8.3)〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2017/08/03a.html>〉(以下、最終アクセスは全て2019.1.22)

<sup>6</sup> 第196回国会参議院本会議録第1号(その1)5頁(2018.1.22)

<sup>7</sup> 安防懇においては、計7回の会合の開催に加え、外部有識者ヒアリングや自衛隊部隊の視察が実施されたが、報告書は作成されなかった。なお、菅内閣が2010年12月17日に策定した防衛大綱(以下「2010大綱」という。)までの4回の防衛大綱策定時には、有識者会議が報告書を取りまとめ、その内容を踏まえて政府が防衛大綱を策定していたが、2013大綱策定時の有識者会議においては、報告書は作成されなかった(国家安全保障戦略及び2013大綱について盛り込むべき主な要素等を記した論点ペーパーが公表されたのみ)。

政府・与党における検討と並行して、国家安全保障会議（四大臣会合）において審議が行われ<sup>8</sup>、12月18日の国家安全保障会議（九大臣会合）及び閣議において新大綱及び新中期防が決定された。

### 3. 新大綱の策定趣旨

新大綱冒頭の「策定の趣旨」においては、まず、平和と安全を維持し、存立を全うするとともに、国民の生命・身体・財産と領土・領海・領空を守り抜くことを「政府の最も重大な責務」とした上で、我が国が自らの主体的・自主的努力でこの責任を果たすことが安全保障の根幹であるとの認識が示された。次に、我が国を取り巻く安全保障環境については、国際社会のパワーバランスの変化の加速化・複雑化により既存の秩序をめぐる不確実性が増大しており、また、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域の利用の急速な拡大により、陸海空という従来の物理的な領域における対応を重視してきたこれまでの国家の安全保障の在り方が根本から変わりつつあるとの認識が示された。その上で、「防衛の体制を抜本的に強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図る必要がある」とした。また、どの国も一国では自国の安全を守ることができず、我が国の安全保障に不可欠な日米同盟や各国との安全保障協力の強化も、我が国自身の努力なくして達成できないとの認識が示された。

そして、「以上のような安全保障の現実に正面から向き合い、従来の延長線上ではない真に実効的な防衛力を構築するため、防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保していく必要がある」として、防衛力を強化していくとの方針が示された。特に、宇宙・サイバー・電磁波の領域で我が国の優位性を獲得することが「死活的に重要」であるとの認識が示され、陸海空という従来の区分に依拠した発想から「完全に脱却」し、全領域を横断的に連携させた新たな防衛力の構築に向け、「従来とは抜本的に異なる速度で」変革を図ることが明記された。また、急速な少子高齢化や厳しい財政状況の中、過去にとらわれない徹底した合理化なくして、かかる防衛力強化は実現できないとの認識も示された。

日米同盟については、「我が国自身の防衛体制とあいまって、引き続き安全保障の基軸であり続ける」との認識が示された。また、我が国が独立国家としての第一義的な責任を果たすことこそが日米同盟の抑止力と対処力を一層強化していく道であり、さらに、「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえ、安全保障協力を戦略的に進めていくための基盤であるとの認識も示された。

以上のような考えの下、新大綱については、国家安全保障戦略を踏まえ、我が国の未来の礎となる防衛のあるべき姿について新たな指針を示すものとされた。なお、今回の新大綱策定に際し、その上位文書である国家安全保障戦略は改定されなかった<sup>9</sup>。

<sup>8</sup> 10月22日、11月22日及び12月13日に「防衛計画の大綱等について」を議題とした四大臣会合が開催されている。<<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/anzenhosyoukaigi/kaisai.html>>

<sup>9</sup> 新大綱の閣議決定と同日、内閣官房は「『国家安全保障戦略』の現時点での評価について」を公表し、「現下の安全保障環境と国家安全保障上の課題は、引き続き中長期的方向性を見定める必要はあるものの、全体として見れば、本戦略で示された基本的な認識の枠内にある」、「本戦略で示された、我が国が掲げる理念、国益及び国家安全保障の目標は依然として妥当であり、戦略的アプローチの必要性・重要性に変わりはない」などとし、現時点において、国家安全保障戦略の見直しは必要ないとの見解を明らかにした。<<https://www.cas.go.jp/jp/siryoku/pdf/h301218hyouka.pdf>>

## 4. 新大綱の情勢認識と基本方針

### (1) 我が国を取り巻く安全保障環境

まず、現在の安全保障環境の特徴として、国際社会における中国等の更なる国力の伸長等によるパワーバランスの変化が加速化・複雑化し、既存の秩序の不確実性が增大する中、政治・経済・軍事にわたる国家間の競争が顕在化していることが挙げられた。また、グレーゾーンの事態が長期化する傾向にあり、いわゆる「ハイブリッド戦」のような軍事・非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法が相手方に複雑な対応を強要しているともされた。さらに、現在の戦闘様相は急速な技術革新に伴う軍事技術の目覚ましい進展を背景に、陸海空のみならず宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を組み合わせるものとなっているとされた。こうした中、我が国周辺には質・量に優れた軍事力を有する国家が集中しているとの認識が示された。

次に、各国の動向が示された。まず、米国については、世界最大の総合的な国力を有し、「中国やロシアとの戦略的競争が特に重要な課題であるとの認識を示している」と記述されるとともに、同盟国等に対し、防衛のコミットメントを維持するとともに、責任分担の増加を要求しているとされた。また、北大西洋条約機構（NATO）についても言及され、力による現状変更やハイブリッド戦へ対応するため、国防費を増加させてきているなどとされた。

中国については、透明性を欠いたまま「軍事力の質・量を広範かつ急速に強化」し、「新たな領域における優勢の確保を重視している」と記述され、こうした軍事能力の強化について、周辺地域への他国の軍事力の接近・展開を阻止し、当該地域での軍事活動を阻害する軍事能力（接近阻止／領域拒否（A2／AD）能力）の強化や、より遠方での作戦遂行能力の構築につながるものとの評価が示された。また、力を背景とした一方的な現状変更の試みや東シナ海を始めとする海空域における軍事活動の活発化にも言及し「特に太平洋への進出は近年高い頻度で行われ、その経路や部隊構成が多様化している」と記述された。その上で、こうした中国の軍事動向等が「我が国を含む地域と国際社会の安全保障上の強い懸念となっており、今後とも強い関心を持って注視していく必要がある」との認識が示されるとともに、「中国には、地域や国際社会において、より協調的な形で積極的な役割を果たすことが強く期待される」とされた。

北朝鮮については、「核実験を通じた技術的成熟等を踏まえれば、弾道ミサイルに搭載するための核兵器の小型化・弾頭化を既の実現しているとみられる」と記述され、小型化・弾頭化が「既の実現している」との評価が示された<sup>10</sup>。また、2018年6月の米朝首脳会談以後の動向については、北朝鮮が朝鮮半島の完全な非核化の意思を表明するなどしたもの、「全ての大量破壊兵器及びあらゆる弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法での廃棄は行っておらず、北朝鮮の核・ミサイル能力に本質的な変化は生じていない」との評価も示された。さらに、北朝鮮が大規模なサイバー部隊を保持し、他国の重要インフラへの攻撃能力の開発等を行っていることとみられることや、大規模な特殊部隊を保

<sup>10</sup> 2018年8月に公表された2018年版『防衛白書』においては「北朝鮮が核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性が考えられる」と記述されていた（同68頁）。

持していることに言及した上で、こうした北朝鮮の軍事動向が「我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威であり、地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なうものとなっている」との認識が示された。

ロシアについては、核戦力を中心に軍事力の近代化に向けた取組を継続しているとされ、また、極東地域でも軍事活動を活発化させる傾向にあり、その動向を注視していく必要があるとの認識が示された。

次に、我が国の特性として、四面環海で多くの島嶼と広大な排他的経済水域（EEZ）を有していること、資源や食料の多くを海外との貿易に依存していること、海洋国家として「開かれ安定した海洋」が平和と繁栄の基礎であることに加え、人口減少と少子高齢化の急速な進展や、厳しい財政状況が続いていることが挙げられた。

以上を踏まえ、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は引き続き低い」とする一方、我が国を取り巻く安全保障環境は2013大綱策定時に想定したもののよりも「格段に速いスピードで厳しさと不確実性が増している」との認識が示された。

## （２）我が国の防衛の基本方針

防衛の基本方針については、まず、我が国がこれまで「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守り」ながら防衛力等を強化してきたとした上で、「今後もこうした基本方針等の下で、平和国家としての歩みを決して変えることはない」とする一方、「我が国がこれまで直面したことのない安全保障環境の現実の中でも国益を守るため、これまで以上に多様な取組を積極的・戦略的に推進していく」との意思も示された<sup>11</sup>。

次に、我が国防衛の目標とそれを達成するための手段が示された。防衛の目標については、①平素から我が国が持てる力を総合し、望ましい安全保障環境を創出、②我が国に侵害を加えることは容易ならざることであると相手に認識させ、脅威が及ぶことを抑止、③万が一脅威が及ぶ場合には、確実に脅威に対処し、かつ被害を最小化、の3つが掲げられた。これらを達成する手段として、我が国自身の防衛体制、日米同盟及び安全保障協力を迅速かつ柔軟に強化するとされた（以下の「ア」、「イ」及び「ウ」を参照）。

また、米国の拡大抑止については、「核兵器の脅威に対しては、核抑止力を中心とする米国の拡大抑止が不可欠」と2013大綱と同様の認識が示され、その信頼性の維持・強化のために米国と緊密な協力を行うとともに、総合ミサイル防空や国民保護を含む「我が国自身による対処のための取組を強化する」などとされた。

### ア 我が国自身の防衛体制の強化

まず、我が国が持てる力を総合する防衛体制を構築するとされ、特に、宇宙、サイバー、電磁波、海洋、科学技術分野における取組・協力の加速や、宇宙、サイバー等の分野の国際的規範形成に係る取組の推進等が掲げられた。また、あらゆる政策手段の体系

<sup>11</sup> 2013大綱においては、「日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針に従い、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、実効性の高い防衛力を効率的に整備する」とされていた。

的組合せ等を通じた平素からの戦略的なコミュニケーションを含む取組を強化するなどとされた。

次に、我が国の防衛力について、我が国の安全保障の最終的担保であり、独立国家として存立を全うするための最も重要な力であるとした上で、防衛力を「主体的・自主的に強化していかなければならない」との認識が示された。そして、「個別の領域における能力の質及び量を強化しつつ、全ての領域における能力を有機的に融合し、その相乗効果により全体としての能力を増幅させる領域横断（クロス・ドメイン）作戦<sup>12</sup>により、個別の領域における能力が劣勢である場合にもこれを克服し、我が国の防衛を全うできるものとする必要がある」との認識が示され、「近年では、平素からのプレゼンス維持、情報収集・警戒監視等の活動をより広範かつ高頻度を実施しなければならず、このため、人員、装備等に慢性的な負荷がかかり、部隊の練度や活動量を維持できなくなるおそれが生じている」ことを認めた上で、「今後の防衛力については、各種活動の持続性・強靱性を支える能力の質及び量を強化しつつ、平素から、事態の特性に応じた柔軟かつ戦略的な活動を常時継続的に実施可能なものとする必要がある」と結論付けた。こうした観点から、2013 大綱に基づく統合機動防衛力<sup>13</sup>の方向性を深化させつつ、「宇宙・サイバー・電磁波を含む全ての領域における能力を有機的に融合し、平時から有事までのあらゆる段階における柔軟かつ戦略的な活動の常時継続的な実施を可能とする、真に実効的な防衛力」として、「多次元統合防衛力」を構築することが明記された。

次に、防衛力が果たすべき役割として、「平時からグレーゾーンの事態への対応」、「島嶼部を含む我が国に対する攻撃への対応」、「あらゆる段階における宇宙・サイバー・電磁波領域での対応」、「大規模災害等への対応」、「日米同盟に基づく米国との共同」及び「安全保障協力の推進」が掲げられ、「平素から様々な役割を果たしていくことがこれまで以上に重要である」との認識が示された。これらのうち、平時からグレーゾーン事態への対応としては、「積極的な共同訓練・演習や海外における寄港等を通じて平素からプレゼンスを高め、我が国の意思と能力を示すとともに、こうした自衛隊の部隊による活動を含む戦略的なコミュニケーションを外交と一体となって推進する」との考えが示さ

<sup>12</sup> 2015 年 4 月に改定された日米防衛協力のための指針（ガイドライン）においては、「日本に対する武力攻撃が発生した場合」の「作戦構想」の一つとして、新たな項目として「領域横断的な作戦（Cross-Domain Operations）」が設けられ、「自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃を排除し及び更なる攻撃を抑止するため、領域横断的な共同作戦を実施する。これらの作戦は、複数の領域を横断して同時に効果を達成することを目的とする」ことが明記されている。

<sup>13</sup> 2013 大綱で掲げられた「統合機動防衛力」とは、「幅広い後方支援基盤の確立に配意しつつ、高度な技術力と情報・指揮通信能力に支えられ、ハード及びソフト両面における即応性、持続性、強靱性及び接続性も重視した」防衛力である。なお、2010 大綱においては、防衛力の存在を重視した従来の「基盤の防衛力構想」によることなく、防衛力の運用に焦点を当て、与えられた防衛力の役割を効果的に果たすための各種の活動を能動的に行える「動的なもの」としていく必要があるとの考えに基づき、「即応性、機動性、柔軟性、持続性および多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度な技術力と情報能力に支えられた動的防衛力を構築する」とこととされていた。2013 大綱における「統合機動防衛力」は、2010 大綱における「動的防衛力」に代わるものであるが、これは、2010 大綱策定以降、グレーゾーンの事態の増加や、北朝鮮の核・ミサイル開発、中国の軍事力の広範かつ急速な強化など我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加・長期化しつつあり、自衛隊の活動量を下支えする防衛力の「質」と「量」の確保が必ずしも十分とは言えない状況となっていたことなどを踏まえたものであるとされている。

れたほか、「柔軟に選択される抑止措置等により事態の発生・深刻化を未然に防止する」といった日米防衛協力のための指針（ガイドライン）において示された柔軟抑止選択肢（FDO ; flexible deterrent option）と同様の記述もなされた<sup>14</sup>。また、島嶼部を含む我が国への攻撃に対しては「海上優勢・航空優勢を確保しつつ、侵攻部隊の接近・上陸を阻止する」とする一方、相手の脅威圏外からの対処が可能となるスタンド・オフ火力（後述）の導入を踏まえ「海上優勢・航空優勢の確保が困難な状況になった場合でも、侵攻部隊の脅威圏の外から、その接近・上陸を阻止する」とし、海空優勢の確保が困難な状況下での対処についても言及された。加えて、「ミサイル、航空機等の経空攻撃に対しては、最適の手段により、機動的かつ持続的に対応する」として、2013 大綱において想定していた弾道ミサイル攻撃から、巡航ミサイル等を含む多様な経空脅威へと対象を拡大しつつ、「機動的かつ持続的に対応する」との方針が維持された。さらに、平素から宇宙・サイバー・電磁波の領域における常時継続的な監視、情報の収集・分析等を行うとした上で、「我が国への攻撃に際しては、こうした対応に加え、宇宙・サイバー・電磁波の領域を活用して攻撃を阻止・排除する」と記述された。

#### イ 日米同盟の強化

日米安全保障体制は、我が国自身の防衛体制とあいまって、我が国の安全保障の基軸であるとした上で、「国家間の競争が顕在化する中、普遍的価値と戦略的利益を共有する米国との一層の関係強化は、我が国の安全保障にとってこれまで以上に重要」とされた。また、平和安全法制により可能となった活動等を通じて日米同盟が強化されてきたと評価し、日米ガイドラインの下で同盟の一層の強化を図ることが必要との認識が示された。

まず、日米同盟の抑止力及び対処力の強化のための取組として、平時から有事までのあらゆる段階における日米両国間の情報共有を強化するとともに、全ての関係機関を含む両国間の実効的かつ円滑な調整を行い、我が国の平和と安全を確保するためのあらゆる措置を講ずるとされた。このために「各種の運用協力及び政策調整を一層深化させる」とされ、特に、宇宙やサイバー等の領域における協力、総合ミサイル防空、共同訓練・演習、共同の情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動及び日米共同による柔軟に選択される抑止措置の拡大・深化、共同計画の策定・更新の推進、拡大抑止協議の深化等を図ることとされた。また、自衛隊による米軍への後方支援活動や平和安全法制により可能となった米軍等の武器等防護については「一層積極的に実施する」とされた。

次に、幅広い分野における協力の強化・拡大のための取組として、望ましい安全保障環境創出のため、インド太平洋地域における日米両国のプレゼンス向上も勘案しつつ、海洋分野等における能力構築支援、人道支援・災害救援、海賊対処等について、日米共同の活動を行うとされた。装備品については、その共通化や各種ネットワークの共有を行うとともに、米国製装備品の国内での整備能力を確保するとされた。また、有償援助（FMS）調達合理化による米国の高性能の装備品の効率的取得も盛り込まれた。

<sup>14</sup> 2015 年 4 月に改定された日米ガイドラインにおいては、日米両政府が同盟調整メカニズムを活用し、状況の評価や共有に加えて「柔軟に選択される抑止措置及び事態の緩和を目的とした行動を含む同盟としての適切な対応を実施するための方法を立案すること」が記載されている。

在日米軍に関しては、接受国支援等の様々な施策を通じ駐留を安定的に支えるとの考えが示された。また、在日米軍再編を着実に推進し、米軍の抑止力を維持しつつ、地元の負担を軽減するとし、普天間飛行場の移設を含む施策で沖縄の負担軽減を図るとした。

#### ウ 安全保障協力の強化

「自由で開かれたインド太平洋」というビジョンを踏まえ、多角的・多層的な安全保障協力を戦略的に推進するとの考えが示され、日米同盟を基軸として、普遍的価値や安全保障上の利益を共有する国々と緊密に連携するとされた。

防衛協力・交流の推進については、まず、豪州との相互運用性の向上等や、日米豪の枠組による協力関係の一層の強化等が掲げられた。次に、インドとの戦略的な連携強化や幅広い協力の推進、日米印の連携強化等が掲げられた。次に東南アジア諸国について、東南アジア諸国連合（ASEAN）の中心性・一体性強化を支援し、協力を推進するとされた。次に、韓国については幅広い分野での安全保障協力の推進、日米韓の連携強化などが挙げられたが、2013 大綱で掲げられた物品役務相互提供協定（ACSA）の締結といった具体的な目標に関する記述はなされなかった。次に、英国やフランスとのインド太平洋地域における協力強化のほか、欧州諸国並びにNATO及び欧州連合（EU）との協力強化も掲げられた。カナダ及びニュージーランドとの協力も推進するとされた。

中国については、相互理解・信頼関係の増進のため、多層的な対話や交流を推進するとされ、国際的行動規範の遵守、透明性向上を促すとされた。また、「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」を両国間の信頼関係の構築に資する形で運用していくとしつつ、我が国周辺海空域等における活動には冷静かつ毅然として対応するとともに記された。また、ロシアについては、相互理解増進のため、「2+2」等の安全保障対話・交流を推進するとともに、共同訓練・演習を深化させるとされた。このほか、太平洋島嶼国や中央アジア・中東・アフリカ諸国との交流や協力の推進、多国間枠組の重視が示された。

グローバルな課題への対応については、海洋安全保障に関する能力向上に資する協力の推進、宇宙及びサイバー領域、大量破壊兵器等の不拡散のための取組が掲げられた。また、国際平和協力活動については、「平和安全法制も踏まえ、派遣の意義、派遣先国の情勢、我が国との政治・経済的関係等を総合的に勘案しながら、主体的に推進する」とされ、司令部要員等の派遣や能力構築支援等の活動を通じ積極的に貢献するとされた。さらに、ジブチ共和国において海賊対処のために運営している自衛隊の活動拠点の「長期的・安定的な活用」も盛り込まれた。

## 5. 新大綱で示された優先事項と自衛隊の体制等

### (1) 防衛力強化に当たっての優先事項

#### ア 基本的考え方

まず、防衛力の強化は従来と抜本的に異なる速度で行わなければならないとの意思が示され、人口減少と少子高齢化の急速な進展や厳しい財政状況を踏まえ、予算・人員の効率的な活用が必要不可欠であるとの認識が示された。防衛力強化の優先事項については、「可能な限り早期に強化する」とし、「資源を柔軟かつ重点的に配分するほか、所要



の抜本的な改革を行う」とされた。また、特に新領域の能力や総合ミサイル防空等において陸海空自衛隊の統合を推進し、組織及び装備を最適化するとされた。

一方、2013 大綱と同様に、大規模着上陸侵攻のような侵略事態への備えについては、最小限必要な範囲に限り保持し、より徹底した効率化・合理化を図るとされた。

#### イ 領域横断作戦に必要な能力の強化

宇宙については、宇宙領域を活用した情報収集、通信、測位等の各種能力を一層向上させ、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げる能力を含め、あらゆる段階において宇宙利用の優位を確保するための能力を強化するとされた。また、サイバーについては、「有事において、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化を図る」とされ<sup>15</sup>、電磁波については、「我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化するための能力を強化する」とされるなど、積極的な防御の姿勢が示された。

従来の陸海空の領域については、まず、海空優勢の獲得・維持が極めて重要とした上で、周辺海空域の常続監視を広域で実施する態勢の強化、無人水中航走体（UUV）を含む水中・水上対処能力の強化が掲げられた。また、「短距離離陸・垂直着陸（STOVL）機を含む戦闘機体系構築等により、特に、広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始め、空の対処能力を強化する」とされ、「戦闘機の離発着が可能な飛行場に限られる<sup>16</sup>中、自衛隊員の安全を確保しつつ、戦闘機の運用の柔軟性を更に向上させるため、必要な場合には現有の艦艇からの STOVL 機の運用を可能とするよう、必要な措置を講ずる」ことが明記された。

また、既に進められているスタンド・オフ・ミサイルの導入や島嶼防衛用高速滑空弾等の研究開発を踏まえ、スタンド・オフ火力等の必要な能力の獲得や関連技術の総合的な研究開発を迅速かつ柔軟に強化すると記述された。

従来の弾道ミサイル防衛については、「弾道ミサイル、巡航ミサイル、航空機等の多様化・複雑化する経空脅威に対し、最適な手段による効果的・効率的な対処を行い、被害を極限する必要がある」とし、「総合ミサイル防空」と改められた。このため、関係する各種装備品を一体的に運用する体制を確立し、平素から常時持続的に全土を防護するとされ、将来的な経空脅威への対処の在り方の検討についても盛り込まれた。なお、敵基地攻撃能力の保有については明記されなかったが、2013 大綱と同様に、「日米間の基本的な役割分担を踏まえ、日米同盟全体の抑止力の強化のため、ミサイル発射手段等に対する我が国の対応能力の在り方についても引き続き検討の上、必要な措置を講ずる」との表現が盛り込まれた。

機動・展開能力については、常時継続的活動や、状況に応じた機動・展開のため、水

<sup>15</sup> 岩屋防衛大臣は、我が国に対するサイバー攻撃が武力行使の三要件を満たす場合には、法理上、自衛権の発動の一環としてサイバー攻撃という手段を用いることは否定されないとしつつ、いかなる事例が我が国に対する武力攻撃に該当するかについては、個別具体の状況に応じて判断をしていくしかないと答弁している（第197回国会参議院外交防衛委員会会議録第5号10頁（2018.11.29）等）。

<sup>16</sup> 我が国において自衛隊が使用する飛行場のうち、戦闘機の運用が可能とされる2,400メートル以上の滑走路を有する飛行場は20か所であり、太平洋においては硫黄島の飛行場のみが該当する。

陸両用作戦能力等の強化が掲げられた。また、「島嶼部の特性に応じた基幹輸送及び端末輸送の能力を含む統合輸送能力を強化する」とされ、民間輸送力との連携も掲げられた。

また、必要な各種活動を継続的に実施できるよう、後方分野を含む防衛力の持続性・強靱性を強化するとされ、弾薬・燃料等の確保、海上輸送路の確保、重要インフラの防護等のほか、自衛隊の運用基盤等の強靱性向上や装備品の可動率確保が掲げられた。

#### ウ 防衛力の中心的な構成要素の強化

まず、防衛力の持続性・強靱性の観点から人的基盤を強化するとされ、自衛隊員の募集施策推進、大卒者等を含む採用層の拡大、女性活躍推進、定年延長、退職・予備自衛官等の活用及び自衛官の処遇の向上等のほか、無人化・省人化等の推進等が掲げられた。

次に、統合運用の観点も踏まえた合理的な装備体系を構築するとし、ファミリー化、各自衛隊の装備品の共同調達等とともに、航空機等の種類削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直し・中止等にも言及した。

技術基盤については、人工知能等の新領域や最先端技術を始めとする重要技術への重点投資、研究開発期間の大幅短縮等が掲げられた。

装備調達については、徹底したコスト管理・抑制を実施するとされ、長期契約など装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用や維持整備の効率化、国内外の企業間競争の促進、国際共同開発・生産や海外移転も念頭に置いた開発等が掲げられた。

防衛産業については、装備品の生産・運用・維持整備に不可欠の基盤であるとし、高コスト化、国際競争力不足等の課題を克服し、安全保障環境に的確に対応できるよう、強靱化が必要との認識が示された。また、「輸入装備品等の維持整備等に我が国の防衛産業が更に参画できるよう努める」ことが明記された。さらに、「防衛装備移転三原則の下、装備品の適切な海外移転を政府一体となって推進する」との方針が示され、必要な運用改善に努め、知的財産・技術管理及び情報保全の強化を推進するとされた。

## (2) 自衛隊の体制等

まず、領域横断作戦を実現するために統合運用を強化するとの方針が掲げられ、効率的な部隊運用態勢や新領域に係る態勢を統合幕僚監部において強化するとともに各自衛隊の要員を柔軟に活用するとされた。また、将来的な統合運用の在り方の検討も明記された。さらに、平時から有事までの統合輸送を行うため、海上輸送部隊（1個輸送群）を新たに保持するとされた。

宇宙領域については、宇宙空間の常時継続的監視、機能保証や相手方の指揮統制・情報通信を妨げることを含め、平時から有事までのあらゆる段階において宇宙利用の優位を確保し得るよう、航空自衛隊において宇宙領域専門部隊（1個隊）を新たに保持するとされた。サイバー領域については、自衛隊の情報通信ネットワークの常時継続的な監視、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力の抜本的強化のため、2以上の自衛隊からなる常設部隊の枠組みである「共同の部隊」として、サイバー防衛部隊（1個防衛隊）を新たに保持するとされた。電磁波領域については、「侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等の無力化を行い得る

よう、各自衛隊における態勢を強化する」ことが明記された。

陸上自衛隊については、総合ミサイル防空能力として、地対空誘導弾部隊（7個高射特科群／連隊）に加え、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を運用する「弾道ミサイル防衛部隊」（2個弾道ミサイル防衛隊）を新たに保持するとされた。また、島嶼部に対する侵攻に対処し得るよう、地対艦誘導弾部隊（5個地対艦ミサイル連隊）に加えて「島嶼防衛用高速滑空弾部隊」（2個高速滑空弾大隊）を新たに保持することが明記された。さらに、機動運用を基本とする作戦基本部隊である3個機動師団、4個機動旅団及び1個機甲師団（迅速な展開・移動を前提とし、そのうち半数を良好な訓練環境を有する北海道に保持）に加え、専門的機能を備えた部隊として1個空挺団、1個水陸機動団及び1個ヘリコプター団を機動運用部隊として引き続き保持するとされた。このほか、自衛隊配備の空白地域となっている島嶼部への部隊配備、海空自衛隊とのネットワーク化の確立等により、抑止力・対処力の強化を図るとされた。機動運用を基本とする部隊以外の作戦基本部隊である5個師団及び2個旅団については戦車及び火砲を中心として部隊の編成・装備を見直すとされたほか、各方面隊直轄部隊についても航空火力に係る部隊の編成・装備を見直し、効率化・合理化を徹底することが明記された。編成定数については、2013大綱と同様に、常備自衛官15万1千人、即応予備自衛官8千人とされた。

海上自衛隊については、現在、従来掃海艦艇が担っていた対機雷戦機能も具備する新型護衛艦（FFM）の導入が進められていることを背景に、護衛艦54隻（うち8隻はイージス・システム搭載護衛艦）・4個群（8個隊）に加えて、新たに「護衛艦・掃海艦艇部隊」2個群（13個隊）を保持するとされ、これら護衛艦部隊及び新たな護衛艦・掃海艦艇部隊からなる「水上艦艇部隊」を保持するとされた。また、新たな警戒監視用の艦艇（1,000トン級）として「哨戒艦」を12隻導入し、「哨戒艦部隊」を新編するとされた。このほか、潜水艦については2013大綱と同様に22隻体制・6個潜水隊とされるとともに、開発・性能等に係る試験を担う「試験潜水艦」の導入により、潜水艦部隊の運用効率化・能力向上の加速化を図り、常続監視態勢を強化するとされた<sup>17</sup>。哨戒機部隊については2013大綱と同様に9個航空隊とされ、作戦用航空機については約170機から約190機へと増勢された。

航空自衛隊については、先述の宇宙領域専門部隊（1個隊）に加え、滞空型無人機（グローバルホーク）を運用する部隊として無人機部隊（1個隊）を新たに保持するとされた。また、ペトリオットPAC-3を運用する地対空誘導弾部隊を、現有の6個高射群から4個群とするとされた（全24個隊は維持）。さらに、作戦用航空機については約360機から約370機へ、このうち戦闘機については約280機から約290機へとそれぞれ増勢された。戦闘機部隊については、2013大綱と同様に13個体制とされ、新たに導入するSTOVL機で構成される戦闘機部隊は13個隊の内数とされた<sup>18</sup>。このほか、航空警戒管制部隊（28個警戒隊及び1個警戒航空団（3個飛行隊）、空中給油・輸送部隊（2個飛行隊）、航空輸送部

<sup>17</sup> 「平成29年度潜水艦」1隻を種別変更の上、「試験潜水艦」とする予定であると説明されている。

<sup>18</sup> STOVL機の整備数は42機とすることが別途閣議了解されており（「F-35Aの取得数の変更について」（2018年12月18日国家安全保障会議決定及び閣議了解）、戦闘機部隊1個隊が通常約20機の戦闘機で構成されることを踏まえれば、STOVL機で構成される戦闘機部隊は将来2個隊となるものと思われる。

隊（3個飛行隊）をそれぞれ保持するとされた。

図表1 新旧防衛大綱における編成、装備等の具体的規模

2013大綱			新大綱			
			共同の部隊	サイバー防衛部隊 海上輸送部隊	1個防衛隊 1個輸送群	
編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数				編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数	15万9千人 15万1千人 8千人	
陸上自衛隊	基幹部隊	機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団	陸上自衛隊 基幹部隊	機動運用部隊	3個機動師団 4個機動旅団 1個機甲師団 1個空挺団 1個水陸機動団 1個ヘリコプター団
		地域配備部隊	5個師団 2個旅団		地域配備部隊	5個師団 2個旅団
		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊		地对艦誘導弾部隊	5個地对艦ミサイル連隊
		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群/連隊		地对空誘導弾部隊	7個高射特科群/連隊
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊	4個護衛隊群（8個護衛艦） 6個護衛艦	海上自衛隊 基幹部隊	水上艦艇部隊 うち護衛艦部隊	4個群（8個隊） 2個群（13個隊）
		潜水艦部隊	6個潜水隊		護衛艦・掃海艦艇部隊	6個潜水隊
		掃海部隊	1個掃海隊群		潜水艦部隊	6個潜水隊
		哨戒機部隊	9個航空隊		哨戒機部隊	9個航空隊
		護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦）	54隻（8隻）		主要装備	護衛艦（イージス・システム搭載護衛艦） 潜水艦 哨戒機 作戦用航空機
潜水艦	22隻					
作戦用航空機	約170機					
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒隊 1個警戒航空隊（3個飛行隊）	航空自衛隊 基幹部隊	航空警戒管制部隊	28個警戒隊 1個警戒航空隊（3個飛行隊）
		戦闘機部隊	13個飛行隊		戦闘機部隊	13個飛行隊
		空中給油・輸送部隊	2個飛行隊		空中給油・輸送部隊	2個飛行隊
		航空輸送部隊	3個飛行隊		航空輸送部隊	3個飛行隊
		地对空誘導弾部隊	6個高射群		地对空誘導弾部隊	4個高射群（24個高射隊）
主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約360機 約280機	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約370機 約290機	

（出所）新旧防衛大綱別表を基に作成

### （3）留意事項

最後に、新大綱に定める防衛力の在り方については、2013大綱と同様に、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行うとされた。また、「安全保障環境の変化を見据え、真に実効的な防衛力を構築していくため、今後の我が国の防衛に必要な能力に関する検証を実施する」と記述された<sup>19</sup>。なお、こうした評価・検証において情勢に重要な変化が見込まれる場合には、検討の上、所要の修正を実施するとされた。

## 6. 新中期防の概要

新中期防は、新大綱の下で、当初の5年間（2019年度～2023年度）に達成すべき計画として、主要装備の整備数量や経費総額の限度を示すものである。新中期防においては、新大綱で示された多次元統合防衛力の構築に向け、防衛力の大幅な強化を行うとともに、防衛力整備・維持・運用を効果的かつ効率的に行うとの方針が示された。

<sup>19</sup> 2013大綱においては「統合運用を踏まえた能力評価に基づく検証も実施しつつ、適時・適切にこれを発展させていながら、円滑・迅速・的確な移行を推進する」とされていた。なお、「能力評価」とは、自衛隊が統合運用により事態に対応するとの基本的な考えの下、いかなる事態にどのように対応すべきかについて想定し、その下で自衛隊をヴァーチャルに運用することによって、今後の安全保障環境において必要となる機能・能力を浮かび上がらせる方法であるとされる。

以下、各自衛隊の基幹部隊の見直し、主要装備を中心に新中期防のポイントを紹介する。

## (1) 陸上自衛隊

新領域における作戦能力の強化のため、陸上総隊隷下にサイバー部隊及び電磁波作戦部隊が新編される。また、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国全体を多層的かつ常時持続的に防護する体制を強化するため、陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）を2基整備するとされ、この運用部隊として弾道ミサイル防衛部隊2個隊が新編される。

また、機動師団化・機動旅団化の取組が継続される（1個師団及び2個旅団）<sup>20</sup>とともに、水陸機動団隷下に1個水陸機動連隊が新編される<sup>21</sup>。前中期防において17機が調達されたオスプレイ（V-22）の速やかな配備のため、関係地方公共団体等の協力を得るため取組を推進するとされた。新多用途ヘリコプターも導入される。南西地域においては、奄美大島・宮古島・石垣島における警備部隊、地对空・地对艦誘導弾部隊の新編事業が継続されるとともに、島嶼防衛用高速滑空弾<sup>22</sup>部隊の新編に向け必要な措置を講ずるとされた。

一方、大規模陸上兵力による着上陸侵攻への備えについては、将来における情勢の変化に対応するための最小限の専門的知見や技能の維持・継承に必要な範囲に限り保持するとされ、北海道及び九州以外に所在する作戦基本部隊が装備する戦車の廃止や、北海道以外に所在する作戦基本部隊が装備する火砲の各方面隊直轄の特科部隊（新編）への集約に加え、各方面隊直轄の戦闘ヘリコプター部隊の縮小・配備見直し等が示された。

このほか、中央即応連隊及び国際活動教育隊を統合し、高い即応性及び施設分野や無人機運用等の高い技術力を有する国際活動部隊の新編に向け、必要な措置を講ずるとされた。

計画期間末の編成定数は、前中期防と同様に、おおむね15万9千人程度（常備自衛官15万1千人程度、即応予備自衛官8千人程度）を目途とするとされた。

## (2) 海上自衛隊

基幹部隊については、「1隻のヘリコプター搭載護衛艦（DDH）と2隻のイージス・システム搭載護衛艦（DDG）を中心として構成される4個群に加え、新型護衛艦（FFM）や掃海艦艇から構成される2個群を保持」し、これら護衛艦部隊及び掃海部隊から構成される水上艦艇部隊が新編される。また、平素からの警戒監視を強化するため、哨戒艦部隊が新編される（新たに哨戒艦を4隻整備）。さらに、先述のとおり「既存の潜水艦を種別変更した試験潜水艦」が導入される。このほか、固定翼哨戒機（P-1）、哨戒ヘリコプター（SH-60K及びSH-60K（能力向上型））、艦載型無人機<sup>23</sup>、掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）の整備や、既存の護衛艦、潜水艦、固定翼哨戒機（P-3C）及び哨戒ヘリコプター（SH-

<sup>20</sup> 高い機動力や警戒監視能力を備え、機動運用を基本とする機動師団及び機動旅団に改編する取組。師団・旅団内の戦車・特科部隊が廃止され、1個普通科連隊が、機動戦闘車を装備する即応機動連隊に改編される。

<sup>21</sup> 現有の2個水陸機動連隊は相浦駐屯地（長崎県）に所在。新編予定の3個目の連隊の配置先は未定。

<sup>22</sup> 敵に上陸された島の周辺に島から敵上陸部隊を対地火力によって射撃する「島嶼間射撃」を可能とする島嶼防衛用高速滑空弾については、2026年度の装備化を目指して研究開発が進められている。

<sup>23</sup> 哨戒ヘリコプターと艦載型無人機の内訳については、新中期防別表（注1）において、新大綱完成時に、有人機75機、無人機20機を基本としつつ、総計95機となる範囲内で新中期防期間中に検討するとされた。

60J 及び SH-60K) の延命、P-1 等の能力向上が盛り込まれた。

「いずも」型護衛艦の改修については、「広大な空域を有する一方で飛行場が少ない我が国太平洋側を始めとして防空態勢を強化するため、有事における航空攻撃への対処、警戒監視、訓練、災害対処等、必要な場合<sup>24</sup>には STOVL 機の運用が可能となるよう検討の上、海上自衛隊の多機能のヘリコプター搭載護衛艦（「いずも」型）の改修を行う」ことが明記された。同艦は改修後も、引き続き、多機能の護衛艦として、我が国の防衛、大規模災害対応等の多様な任務に従事することや、憲法上保持し得ない装備品に関する従来の政府見解<sup>25</sup>には「何らの変更もない」ことも併せて記されている。

また、太平洋側の広域における洋上監視能力の強化のため、滞空型無人機の導入について検討の上、必要な措置を講ずるとされた<sup>26</sup>。また、無人水中航走体（UUV）等について、その配備や、海洋観測、警戒監視等の能力向上に向けた研究開発の推進も盛り込まれた。

計画期間中の常備自衛官定数は、2018 年度末の水準（約 45,400 人）を目途とするとされた。

### （3）航空自衛隊

地对空誘導弾部隊については、6 個高射群から 4 個高射群へ改編（24 個隊は維持）される。また、能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）を搭載するため地对空誘導弾ペトリオットの能力向上が継続される。

航空警戒管制部隊については、8 個警戒群及び 20 警戒隊から 28 個警戒隊へ改編されるとともに、3 個飛行隊から構成される 1 個警戒航空団が新編される。また、ミサイル等の探知・追尾能力の強化や各自衛隊が保有する各種装備品の一元的な指揮統制のため、自動警戒管制システム（JADGE）の能力向上及び対空戦闘指揮統制システム（ADCCS）の整備、新たな固定式警戒管制レーダーの開発、早期警戒機（E-2D）への共同交戦能力（CEC）<sup>27</sup>の付与等が行われる。太平洋側島嶼部における移動式警戒管制レーダー等を運用するための基盤整備や見通し外レーダー機能の強化も掲げられた。

<sup>24</sup> 岩屋防衛大臣は、改修後の「いずも」型護衛艦に米軍機が離発着する例として、事故による緊急着陸、通常の共同訓練等におけるクロスデッキ、我が国有事等を示した（防衛大臣記者会見（2018.12.18）〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2018/12/18a.html>〉）。

<sup>25</sup> 政府は従来から、自衛のための必要最小限度を超えない実力を保持することは憲法第 9 条第 2 項によって禁じられていないと解している。他方、従来から、性能上専ら他国の国土の壊滅的な破壊のためにみに用いられる兵器、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、憲法上許されないとしており、例えば、大陸間弾道ミサイル（ICBM）、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母については、保有することは許されないとしている（最近では、第 196 回国会参議院予算委員会会議録第 5 号 27 頁（2018.3.2）小野寺防衛大臣答弁等）。なお、1988 年当時の国会答弁においては、「攻撃型空母」の定義について、一般論とした上で、当時の軍事常識から考えれば、例えば極めて大きな破壊力を有する爆弾を積めるなど大きな攻撃能力を持つ多数の対地攻撃機を主力とし、さらにそれに援護戦闘機や警戒管制機等を搭載して、これらの全航空機が全体となって一つのシステムとして機能するような大型の艦艇となれば、その性能上専ら相手国の国土の壊滅的な破壊のために用いられるようなものになり得るとされている（第 113 回国会参議院内閣委員会会議録第 7 号 5 頁（1988.10.20）日吉防衛庁防衛局長答弁）。

<sup>26</sup> グローバルホークとは別機種であり、今後機種選定等が行われる予定とされる。

<sup>27</sup> 共同交戦能力（CEC；cooperative engagement capability）とは、射撃指揮に使用可能な精度の高い探知・追尾情報をリアルタイムで共有することによって、経空脅威に対して部隊間で共同対処、交戦するためのシステムである（2019年度及び 2020年度に就役予定のイーグリス・システム搭載護衛艦 2 隻に搭載予定）。

戦闘機については、まず、新大綱で示された戦闘機部隊 13 個体制の実現に向け、1 個隊の新編に向け必要な措置を講ずるとされた。F-35Aについては、先述の「F-35Aの取得数の変更について」（2018 年 12 月 18 日国家安全保障会議決定・閣議了解）に基づき、新中期防において 45 機が整備され、このうち 18 機を新たに導入する STOVL 機とするとされた<sup>28</sup>。また、この STOVL 機の導入を含む F-35 の増勢によって近代化改修に適さない F-15 の代替を進めるとの方針が示された<sup>29</sup>。近代化改修を行った F-15 については、電子戦能力の向上、スタンド・オフ・ミサイルの搭載、搭載ミサイル数の増加等の能力向上が行われる。さらに、我が国に対する侵攻を企図する相手方のレーダーや通信等を無力化し得るよう、F-35Aの整備やF-15の電子戦能力向上に加え、多用機（EP-3及びUP-3D）の能力向上、「スタンド・オフ電子戦機」の導入に向けた調査等も盛り込まれた。

将来戦闘機（F-2後継機）については、F-2の退役<sup>30</sup>までに「将来のネットワーク化した戦闘の中核となる役割を果たすことが可能な戦闘機を取得する」ため、「必要な研究を推進するとともに、国際協力を視野に、我が国主導の開発に早期に着手する」とされた<sup>31</sup>。

このほか、滞空型無人機（グローバルホーク）を運用する部隊として、無人機部隊 1 個隊が新編される。宇宙領域については、宇宙空間の常時継続的な監視を行うため、宇宙領域専門部隊 1 個隊が新編される。空中給油・輸送機（KC-46A）や輸送機（C-2）の整備も継続される。現有の初等練習機（T-7）の後継となる新たな初等練習機の整備については検討の上、必要な措置を講ずるとされた。

計画期間中の常備自衛官定数は、2018 年度末の水準（約 46,900 人）を目途とするとされた。

#### （４）統合幕僚監部・共同の部隊

宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域を含め、領域横断作戦を実現できる体制を構築し得るよう、統合幕僚監部において効率的な部隊運用態勢や新たな領域に係る態勢を強化し、その上で、大臣の指揮命令を適切に執行するための平素からの統合的な体制の在り方について検討の上、結論を得るとされた。

自衛隊の情報通信ネットワークを常時継続的に監視するとともに、我が国への攻撃に際して当該攻撃に用いられる相手方によるサイバー空間の利用を妨げる能力等、サイバー防衛能力を抜本的に強化するため、共同の部隊としてサイバー防衛部隊 1 個隊が新編される。また、電磁波の利用を統合運用の観点から適切に管理・調整し得るよう、統合幕僚監部における態勢を強化することも明記された。

統合輸送能力については、共同の部隊として海上輸送部隊 1 個群が新編され、島嶼部へ

<sup>28</sup> STOVL 機については F-35B を導入するとの報道もあるが、防衛省は今後機種選定を実施するとしている。

<sup>29</sup> 近代化改修に適さない F-15 は 99 機である。F-15 のうち、近代化改修による能力向上が適切な機体は、1988 年度以降に取得した機体（102 機）に限られる。

<sup>30</sup> F-2 の退役・減勢は、2035 年頃から開始し、2050 年頃に完了する見込みとされる。

<sup>31</sup> この点について、岩屋防衛大臣は、将来戦闘機の検討に当たり、将来の航空優勢に必要な能力、次世代技術も適用できる拡張性、改修の自由度、国内企業の参画及び開発・取得のコストをポイントとして挙げている（防衛大臣記者会見（2018.11.6）〈<http://www.mod.go.jp/j/press/kisha/2018/11/06a.html>〉）。

の輸送機能強化のため、中型級船舶（LSV）及び小型級船舶（LCU）が新たに導入される。また、今後の水陸両用作戦等の円滑な実施に必要な新たな艦艇の在り方について検討するとされた。さらに、統合幕僚監部における輸送調整機能の強化を含め、平素からの各自衛隊輸送力の一元的な統制・調整の在り方を検討の上、必要な措置を講ずるとされた。

図表 2 新旧中期防における装備品の整備規模

区分	種類	前中期防整備規模	(参考) 前中期防実績	新中期防整備規模
陸上自衛隊	機動戦闘車	99両	87両	134両
	装甲車	24両	24両	29両
	新多用途ヘリコプター	—	—	34機
	水陸両用車	52両	52両	—
	テイルト・ローター機	17機	17機	—
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	6機	6機	3機
	地对艦誘導弾	9個中隊	7個中隊	3個中隊
	中距離地对空誘導弾	5個中隊	4個中隊	5個中隊
	陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）	—	—	2基
	戦車	44両	40両	30両
火炮（迫撃砲を除く。）	31両	31両	40両	
海上自衛隊	護衛艦	5隻	5隻	10隻
	（イージス・システム搭載護衛艦）	(2隻)	(2隻)	—
	潜水艦	5隻	5隻	5隻
	哨戒艦	—	—	4隻
	その他	5隻	4隻	4隻
	自衛艦建造計 （トン数）	15隻 約5.2万トン	14隻	23隻 約6.6万トン
	固定翼哨戒機（P-1）	23機	23機	12機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K/K（能力向上型））（注1）	23機	23機	13機
	艦載型無人機	—	—	3機
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	—	—	1機
多用途ヘリコプター（艦載型）	9機	0機	—	
航空自衛隊	早期警戒機（E-2D）	4機	4機	9機
	戦闘機（F-35A）	28機	28機	45機
	戦闘機（F-15）の能力向上	—	—	20機
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機	20機	—
	空中給油・輸送機（KC-46A）	3機	2機	4機
	輸送機（C-2）	10機	7機	5機
	地对空誘導弾ベトリオットの能力向上 （PAC-3 MSE）	2個群及び教育所要	2個群及び教育所要	4個群 （16高射隊）
	滞空型無人機（グローバルホーク）（注2）	3機	2機	1機

（注1）前中期防においては、SH-60Kが整備の対象。

（注2）滞空型無人機については、前中期防別表においては共同の部隊に区分されていたもの。

（出所）新旧中期防の別表及び防衛省資料を基に作成

### （5）各種能力の強化等

スタンド・オフ防衛能力については、先述のスタンド・オフ・ミサイルの整備や島嶼防衛用高速滑空弾の研究開発に加え、新たな島嶼防衛用対艦誘導弾及び極超音速誘導弾の研究開発を推進するとされた。

総合ミサイル防空能力については、ミサイル防衛や防空に係る各自衛隊の装備品を一体的に運用する体制の確立や、各自衛隊の迎撃手段の整備・補給体系も含めた共通化・合理化が盛り込まれた。また、先述の能力向上型迎撃ミサイル（PAC-3MSE）に加え、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイル（SM-3ブロックIB及びブロックIIA）、長距離艦対空ミサイル（SM-6）、中距離地对空誘導弾等を整備するとされた。

弾薬の確保については、対空ミサイル、魚雷、スタンド・オフ火力、弾道ミサイル防衛用迎撃ミサイルを優先的に整備するとされた。燃料の確保については、有事を見据えた緊急調達等の実効性確保のほか、油槽船の導入が盛り込まれた。また、後方補給を含む後方支援に関して、統合運用の観点等から最適化するため、その在り方について検討の上、必要な措置を講ずるとされた。さらに、装備品の可動率確保のため、「維持整備に必要十分な経費を確保する」、「部品等の国際市場からの調達等の措置を推進する」などとされた。



## （６）装備体系、技術基盤、装備調達等

装備体系の見直しについては、「航空機等の種類の削減、重要度の低下した装備品の運用停止、費用対効果の低いプロジェクトの見直しや中止等を行う」と明記されたほか、人工知能（ＡＩ）の導入、無人航空機（ＵＡＶ）の整備、無人水上航走体（ＵＳＶ）及び無人水中航走体（ＵＵＶ）の研究開発等の無人化の取組や、レーダーサイト等の各種装備品のリモート化等による省人化の取組を積極的に推進するとされた。

技術基盤については、新領域に関する技術や人工知能等のゲーム・チェンジャーとなり得る最先端技術などを踏まえ、2016年8月に公表された「中長期技術見積り」の見直しが明記された。また、将来の統合運用にとって重要となり得る技術等について、戦略的な視点から中長期的な研究開発の方向性を示す研究開発ビジョンを新たに策定するとされた。

装備調達については、長期契約を含め、装備品の効率的な調達に資する計画的な取得方法の活用及びPBL<sup>32</sup>等の包括契約の拡大を含む維持整備の効率化を推進するとされた。また、「国内調達の費用対効果が低い装備品について、輸入における価格低減の検討、国内向け独自仕様の縮小等の検討により、国内外の企業間競争の促進を図る」と明記された。さらに、FMS調達における「価格、納期等の管理の重要性が増している」とし、「米国政府等と緊密に連携し、米軍等との調達時期・仕様を整合させた装備品の取得や履行状況の適時適切な管理に努めるなど、FMS調達の合理化に向けた取組を推進する」とされた。

訓練・演習については、米軍施設・区域の自衛隊による共同使用の拡大、自衛隊施設や米軍施設・区域以外の場所の利用、米国・オーストラリア等の国外の良好な訓練環境の活用などの促進などが明記された。衛生については、第一線から最終後送先までのシームレスな医療・後送態勢の強化、装甲化した救急車の導入に向けた措置の実施、南西地域における衛生機能の強化の重視、戦傷医療対処能力の向上などが盛り込まれた。

## （７）所要経費等

新中期防の実施に必要な防衛力整備の水準に係る金額については、2018年度価格で「おおむね27兆4,700億円程度を目途とする」とされた（各年度防衛関係費の平均伸率は1.1%）<sup>33</sup>。これは、これまでの中期防所要経費の中で最高額となる。他方、新中期防の下で実施される各年度の予算の編成に伴う防衛関係費については、「防衛力整備の一層の効率化・合理化を徹底し」、「装備調達の最適化及びその他の収入の確保などを通じて実質的な財源確保を図る」ことで、「おおむね25兆5,000億円程度を目途とする」とされた。防衛省においては、今後5年間で、各年度の予算編成を通じ、約2兆円の縮減を図ることとなる<sup>34</sup>。

また、新中期防においては、中期防として初めて、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）を2018年度価格で「おおむね17兆1,700億円程度（維持整備等の事業効率化に資する契約の計画期間外の支払相当額を除く）の枠内」とすることが明記（契約ベース）

<sup>32</sup> Performance Based Logistics の略称。

<sup>33</sup> SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関係経費、米軍再編関係経費のうち地元負担軽減分、新政府専用機導入経費及び防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に係る経費は、総額から除かれている。

<sup>34</sup> 前中期防においては5年間で「おおむね7,000億円程度」の縮減目標が示され、防衛省はこれを達成した。

されるとともに、「後年度負担について適切に管理する」との記述も盛り込まれた。

なお、新中期防は、3年後にその時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、必要に応じ見直しを行うとされている。

図表3 中期防所要経費の推移

防衛大綱	中期防	中期防の閣議決定日	5年間の防衛関係費の上限	
1976大綱	1986中期防	1985. 9. 18	18兆4,000億円	
	1991中期防	1990. 12. 20	22兆7,500億円	
	1991中期防修正	1992. 12. 18	22兆1,700億円	
1995大綱	1996中期防	1995. 12. 15	25兆1,500億円 (1,100億円)	(注1)
	1996中期防見直し	1997. 12. 19	24兆2,300億円	
	2001中期防	2000. 12. 15	25兆 100億円 (1,500億円)	(注1)
2004大綱	2005中期防	2004. 12. 10	24兆2,400億円 (1,000億円)	(注1)
	2005中期防見直し	2008. 12. 20	23兆6,400億円	
2010大綱	2011中期防	2010. 12. 17	23兆3,900億円 (1,000億円)	(注1)
2013大綱	2014中期防	2013. 12. 17	24兆6,700億円	(注2)
2018大綱	2019中期防	2018. 12. 18	27兆4,700億円	(注3)

(注1) ( )内の金額は、将来の予見し難い事象への対応など特に必要と認められる場合に、安全保障会議の承認を得て、事業の実施について処置するための調整枠である。

(注2) 調達改革等により、おおむね7,000億円程度の実質的な財源を確保する。

(注3) 実質的な財源確保を図り、おおむね25兆5,000億円程度を目途とする。

(出所) 防衛省資料を基に作成

## 7. おわりに

新大綱・新中期防においては、宇宙・サイバー・電磁波といった新領域を含む全領域の能力を融合させる領域横断作戦等を可能とする「多次元統合防衛力」の構築が掲げられ、平素からのISR活動等の継続的・戦略的な実施を通じて、相手方に我が国の防衛意思と高い能力を示すとの姿勢が示されている。これは、2010大綱以降の運用重視の方向性が一層推し進められたものであると同時に、周辺国の軍事能力の一層の向上等により通常戦力における彼我の能力がきつ抗もしくは逆転していく場合においても、領域を横断する統合運用を通じ、新領域も含めたC4ISR<sup>35</sup>における優位性確保などによって、相手の能力を減殺しつつ自らの能力を増強し、総合的に我が国の優勢を維持するとの考え方に基づくものであると思われる。

今後は、新中期防の下、各年度の予算措置等を通じ、新大綱で示された将来体制の実現に向けた取組が行われることとなるが、厳しい財政事情や少子高齢化が進展する中で行われる防衛力整備には、国民の理解が欠かせない。我が国が保持すべき防衛力の規模や内容については様々な意見があるものと思われるが、現下の国際関係を踏まえ、政府の情勢認識、個々の装備の性能・運用構想などに加え、我が国の「主体的・自主的な努力」の在り方に関する議論がこれまで以上に求められていると言えよう。

(いまい かずまさ、たんげ りょう)

<sup>35</sup> Command (指揮)、Control (統制)、Communication (通信)、Computer (コンピュータ)、Intelligence (情報)、Surveillance (監視) and Reconnaissance (偵察) の略称。